

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和8年2月6日

千代田区長 樋口 高顕

1 業務概要

（1）業務名

区立学校と産官学連携コンシェルジュ業務

（2）業務目的

千代田区（以下、「区」という。）は、「今後の教育等のあり方基本構想（令和5年6月）」を策定し、子どもの健やかな育ちを支援する施策を検討してきた。令和5年度には区立学校と産学等を繋ぐ体制の構築を開始し、令和6年度には、学校側と産学等のニーズをマッチングさせ、産学等が提供するサービスを学校の求める水準まで高める方法や、持続可能な連携関係の維持方法など、最適なスキーム構築を推進してきた。令和7年度には、本業務の前身となる「産官学連携コーディネーター」を設置し、令和6年度までに構築した連携の仕組みをもとに、産学連携プログラムの新規開発支援、産学等への連携要請、実施内容の企画支援等を行う調整役としての役割を担ってきた。令和8年度は、区立学校と産学等の連携を更に深化させ、子どもに実践的な学びの機会を提供していくとともに、教員の授業準備の負担軽減や質的向上をめざしていく。これらの学校と産学等双方のニーズのマッチングや、持続可能な連携関係の構築を効果的かつ効率的に実施するため、本業務を委託する。

（3）用語の定義

用語	定義
産学等	企業、大学、大使館などの連携先
区立学校	千代田区立の小学校、中学校及び中等教育学校を指す（以下「学校」という。）
学校と産学等と連携して行う授業	出前授業・職場体験・職場訪問・部活動支援の実施（以下、「連携授業」という。）
産学連携プログラム	千代田区が令和5年度に作成、令和6年度に再構築した、学校と産学等との連携が可能な産学等を記載した冊子（以下「プログラム」という。）
学校との産学官連携ガイドライン	千代田区が令和6年度に作成した企業向けの学校と産学等との連携に係る指針（以下「ガイドライン」という。）
出前授業	産学等が学校に出向き、専門的な内容を分かりやすく教える特別授業
職場体験	生徒が職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験し、生徒に学ぶことや働くことの意義を理解させるための教育活動
職場訪問	子どもたちが知識や経験を広げるために、実際に施設や工場等に訪

用語	定義
	問（見学）する教育活動
部活動支援	小学校のマーチングバンドや中学校、中等教育学校の部活動への指導者派遣、施設（活動場所）や用具の提供、財政支援

(4)業務履行にあたり求める基本事項

本業務の実施に当たっては、受託者は、次の条件をすべて満たすものとする。

- ア 受託者は、学校と産学等との連携に対して深い見識及び柔軟な発想を有し、かつ、学校と産学等からの相談等に対して迅速かつ丁寧に対応できる者を主担当に配置するものとする。
- イ 受託者は、学校等との窓口を担う主担当について、業務履行前に区の確認を受けるものとする。
- ウ 受託者は、業務責任者及び主担当等（兼任可）を決定後、氏名、経歴等について、履行体制表を作成し、速やかに区に報告するものとする。なお、学校や産学等との連絡窓口については、届け出た主担当もしくは業務責任者以外は原則担ってはならない。
- エ 受託者は、本業務の実施上、知り得た情報を他に漏らしてはならないものとする。なお、本業務終了後も同様とする。
- オ 受託者は、区HP（区立学校と産学等の連携（出前授業、職場訪問・体験、その他の活動支援））に記載のある事項及び掲載資料について熟読・理解の上、本業務に取り組まなければならない。

(5)業務内容

以下の内容を踏まえ、ア以降の業務を遂行すること。

①実施計画書及び実施計画概要の作成

受託者は、提案書作成にあたり、下記業務内容に取り組むため実施計画概要を作成すること。

②実施計画概要

- i 受託者は、事業を効果的に実施しつつ事業の質を向上させるため、事業の目標と進め方を定めた実施計画概要を作成しなければならない。なお、提案書採用後に実施計画概要を踏まえた実施計画書を作成すること。また、実施計画に変更が生じる場合は、事前に区の承認を得るものとする。
- ii 実施計画概要には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ・業務のスケジュール（月間・年間）
 - ・下記業務内容を推進するため具体的な取組み方針を記載すること。取組み方針にあたっては、プログラムの活用実績の向上を重点的課題として作成すること。
 - ・その他、業務実施にあたって必要な事項等を記載すること。
- iii 承認された実施計画は、指定の時期（9月、翌1月）ごとに受託者が点検・評価等を実施し、区はその進捗状況を確認し、必要な指導を行うものとする。

ア 教職員に向けたプログラムの利活用に関する業務

（ア）教職員からの相談窓口としての機能（マッチング支援）

・教職員からプログラムの活用について相談を受けた際に、連携先の選定や交渉を行うこと。

（イ）プログラムの改定

- ・5月・12月頃の年2回程度を想定すること。
- ・プログラムの活用方法を記載したページを作成し、プログラムに挿入すること。
- ・活用方法はA4・2枚程度を想定し、イラスト等で構成するなど読みやすい作りとすること。
- ・その他、教職員による当プログラムの利活用を促す内容となる創意工夫をすること。

(ウ) 地域活動コーディネーターとの連携

- ・各校の地域活動コーディネーターから、産学等の連携について相談を受けた際に対応すること。
- ・コーディネーター側から見た産学等の連携に係る課題・ニーズの把握等を行うこと。

(エ) 区立学校等との各種打ち合わせ・ニーズの把握等

- ・教職員の打ち合わせ等に参加し、産学等の連携に係る課題やニーズの把握等を行うこと。

イ 産学等に向けた連携強化に関する業務

(ア) 産学等からの相談窓口としての機能（マッチング支援）、ニーズの把握

- ・産学等から連携授業の実施相談があった際に、ヒアリングやプログラム掲載内容の作成支援等の対応を行うこと。

(イ) 教職員や区教育委員会のニーズを踏まえた新規連携授業の開拓（概ね10件以上）

- ・産学等が提供する連携授業の内容が、学校の教育目標やカリキュラム等のニーズに合致しているか確認すること。
- ・産学等が過去にどのような学校で連携授業を行ってきたか、その実績を確認すること。
- ・連携授業を担当する講師の専門知識や経験が豊富であるかを確認すること。
- ・連携授業の実施にかかる費用や、企業が提供するサポート内容を確認すること。
- ・産学等が連携授業の実施に際して、安全性やコンプライアンスに配慮しているかを確認すること。

(ウ) 既掲載個別プログラムの情報更新

- ・各企業等の個別プログラムページについて、内容や担当部署等の情報の更新を行うこと。

(エ) 産学等のニーズを踏まえたガイドラインの更新（少なくとも年1回）

- ・更新の際には、既存連携先や連携提案中の先などに対して幅広くヒアリングを実施し、何が足りないのか、どういった課題があるのかを整理のうえ、更新を行うこと。

ウ 教育委員会が別途実施する産学等連携事業（「ちよだ学びフェス」等）への協力

(ア) イベント等を活用した、産学等と教員のマッチング支援

(イ) プログラム掲載企業等への情報共有及び参加誘導

(ウ) 産学等連携事業（「ちよだ学びフェス」等）の運営参加

- ・イベントに係る協力回数は年3回程度を想定すること。
- ・上記イベントのうち年2回分については5～8団体程度が参加のイベントとし、年1回分については「ちよだ学びフェス」（令和8年1月6日実施）の規模（30団体程度 来場者約550名）を想定すること。
- ・その他、教育委員会が実施するが、現時点で具体化していない「産学等連携事業に係る取組み」について協力しなければならない。

エ その他

(ア) 教育委員会における各種会議への出席及び担当課との打ち合わせ（月1回程度）

(イ) 実施計画を踏まえた活動計画の作成（毎月ごと）

(ウ) 活動計画に対応した活動報告の作成（毎月ごと）

- ・区立学校及び産学等それぞれにおける相談（打ち合わせ）実績の共有
- ・区立学校と産学等の連携実績の共有

(6) 注意事項

- ア 受託業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、常に善良なる注意をもって、誠実に責務を果たすこと。
- イ 受託者は、区の信用を失墜する行為を行ってはならない。
- ウ 成果品の著作権等のあらゆる権利は、区に帰属するものとする。したがって、成果品は第三者の権利を侵す内容を包含してはならない。
- エ 受託者は、本業務の履行にあたって、第三者の著作権を含む知的財産権、肖像権、その他いかなる権利も侵害しないこと。万が一、第三者との紛争が生じた場合は、受託者の責任と費用で対応すること。
- オ 千代田区情報公開条例（平成13年区条例第2号）に基づく情報公開請求があったときは、当該条例の規定により非公開とができる情報を除いて、公開しなければならない。なお、住民等から直接、情報公開請求があったときは区担当者に連絡すること。
- カ 業務実施に伴い、受託者の故意または過失により、区又は第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任においてその損害を賠償すること。
- キ この要求水準説明書に定めのない事項については、区と協議の上決定する。

(7) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(8) 経費概算

3,100,000円（税込）

※1 この金額を超える提案については即時無効とする。

※2 令和8年度予算の可決後に確定する。実際の契約にあたっては、業務範囲等を交渉の上、契約金額を決定する。

(9) 確認資料（区のHPから取得すること。）

千代田区子育て・教育ビジョン

今後の学校等のあり方基本構想

2 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案書提出者に要求される資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。
- ② 公表日以後に千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- ③ 公表日以後に千代田区契約関係暴力団等排除要綱（平成23年8月26日23千政契担発第71号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- ④ 経営不振の状態でないこと。（自己資本がマイナスである場合を含む。）

(2) 提案書提出者の選定手続

参加申込書を提出したもののうち、上記(1)に基づき提案書提出者を選定する。参加申込者が4者以上となる場合は、参加申込書を審査し3の組織評価及び担当者評価の点数から提案

書提出者を3者以内に選定する。

(3) 提案者選定の通知

提案者として選定された者に対しては、その旨を書面により通知し、提案書の提出を要請する。

(4) 再委託

- ① 提案書提出者は、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理については、これを再委託することはできない。
- ② 提案書提出者は、簡易な業務を除く本業務の一部を再委託するに当たっては、本業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、再委託をする者が千代田区の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。
- ③ 提案書提出者は、再委託をする者について、従事予定者名簿(様式3)及び業務実績(様式5-2)を区に提出しなければならない。
- ④ 提案書提出者は、再委託をする者に対し、業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

3 提案書を採用するための評価基準

	評価項目	評価の視点・判断基準	配点
○ 組織評価	経営規模	資本金 ・1,000万円以上: 2点 ・1,000万円未満: 0点	2点
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か ・担当者数、担当者の配置や構成が妥当であり、適切に業務を提供することができると認められる場合: 6点 準じる場合: 3点 ・上記に該当しない場合: 0点	6点
	契約不適合	瑕疵に対する責任力があるか ・賠償責任保険に加入している場合: 2点 ・上記に該当しない場合: 0点	2点
	履行実績	過去5年間に同種・類似案件の実績はあるか ・同種案件: 4点 ・類似案件: 2点 ・上記の実績なし: 0点	4点
	区の特殊事情の熟知度	過去5年間に本区が発注した業務の実績はあるか ・実績が3件以上: 4点 ・実績が1~2件: 2点 ・上記の実績なし: 0点	4点
社会貢献度	社会貢献度	社会及び地域への貢献についての姿勢及び取組み	2点
		・社会貢献や地域貢献に関する具体的な活動	

評価項目	評価の視点・判断基準	配点
	が行われている場合：2点 ・上記に該当しない場合：0点	
○担当者評価	<p>専門性・類似性の高い業務の実績</p> <p>過去5年間に同種・類似案件の実績はあるか 経験年数、当該業務に関連した資格や経験、学校現場と産学等連携関係への貢献・経験等（前職含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任担当者の同種・類似案件経験が3件以上：8点 主任担当者の同種・類似案件経験が1～2件：4点 上記の経験なし：0点 （加算）主任担当者または業務責任者等責任ある立場としての業務経験あり：+2点 （加算）同種・類似案件経験のあるサブ担当者を配置：一人につき+4点 （加算）主任担当者またはサブ担当者が関連資格や講習受講、学識経験等あり（教員免許・自治体外部委員就任等）：一人につき+2点 	30点
○提案内容評価	<p>業務の実施手続き</p> <p>業務実施方針や業務フローは妥当か ・最高点を10点として0～10点のいずれかの点数を与える</p>	10点
本業務を取り巻く課題への理解度	区の現況・課題への理解は十分か ・最高点を30点として0～30点のいずれかの点数を与える	30点
提案内容の的確性	提案内容は業務要求水準を充足しているか ・最高点を30点として0～30点のいずれかの点数を与える	30点
コスト	本件業務委託を受注する場合の見積り額は妥当か ・最高点を20点として0～20点のいずれかの点数を与える	20点
創意工夫	提案内容に創意工夫を感じられるか ・最高点を30点として0～30点のいずれかの点数を与える	30点
実現性	提案内容の説得性・実現性が十分であるか ・最高点を40点として0～40点のいずれかの点数を与える	40点
効果性	目的に沿った提案内容であり、十分な効果が期待できるか	40点

評価項目	評価の視点・判断基準	配点
	・最高点を40点として0～40点のいずれかの点数を与える	
積極性	業務遂行への積極的な姿勢や意欲が見られる か	20点
	・最高点を20点として0～20点のいずれかの点数を与える	
	計	270点

4 手続き等

(1) 担当課

千代田区教育委員会事務局子ども部子ども総務課（担当：川崎、木村）
〒102-8688 東京都千代田区九段南一丁目2番1号
電話：03-5211-3596（直通） FAX：03-3288-3420
E-mail：kodomosoumu@city.chiyoda.lg.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月19日（木）まで

② 交付場所

区ホームページ

③ 交付方法

区ホームページの「入札・契約>プロポーザル情報」からダウンロード

(3) 説明書に対する質問の受領期間並びに提出場所及び方法

① 受領期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月12日（木）まで

（受付は区役所開庁日の午前9時から午後5時まで）

※質問の受領から回答までには相応の時間がかかることから、質問に際しては参加申込みの期限に留意すること。

② 提出場所

4(1)に同じ

③ 提出方法

別添「質問書」（様式6）を、電子メールにより提出すること。また、必ずメールの到着を電話で確認すること。

※メールの件名は「区立学校と産官学連携コンシェルジュ業務プロポーザルに対する質問（会社名）」とすること。

※質問は、Eメールによる受付に限り、電話等による個別の質問受付はしない。

④ 回答方法

当該質問者に対して電子メールにより回答するとともに、全体に周知する必要がある重要事項については、区ホームページにて公表する。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限

令和8年3月18日（水）（予定）（受付は区役所開庁日の午前9時から午後5時まで）

なお、書類持参に際しては、提出の前日までに、提出場所まで提出日時を連絡すること。

② 提出場所

4(1)に同じ

③ 提出方法

書類は持参することとし、郵送、FAX又は電子メールによる提出は不可とする。

④ 提出部数

提案書（左側2箇所ホチキス留め）、見積り書、概要版を各10部提出する。区からの要望があった場合はデータの送付も行うこと。

5 事業者選定スケジュール予定

内容	日程
申込期間	令和8年2月6日（金）～19日（木）
質問受付期間	令和8年2月6日（金）～12日（木）
一次審査	令和8年2月20日（金）
提案書提出期限	令和8年3月18日（水）
二次審査	令和8年3月24日（火）または27日（金）

6 その他

その他の事項や詳細については、「要求水準等説明書」を参照すること。